

岩手県告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営満倉地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成22年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
奥州市水沢区佐倉河字中ノ目	67番	田	田	654	471
奥州市水沢区佐倉河字水ノ口	77番1	畑	〃	899	521
奥州市水沢区佐倉河字橋元	113番	田	〃	565	387
奥州市水沢区佐倉河字半入	41番	〃	〃	1,034	495
奥州市水沢区佐倉河字十日市	188番	〃	〃	981	548
奥州市水沢区佐倉河字山森	55番	〃	〃	1,018	408